

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

新	旧
目次 略	目次 略
第1章から第7章 略	第1章から第7章 略
第8章 略	第8章 略
第1節 略	第1節 略
第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)	第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)
第173条 略	第173条 略
2から12 略	2から12 略
13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定 通所介護事業所(指定居宅サービス等基準 第93条第1項に規定する指定通所介護事業 所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活 介護事業所等、指定地域密着型通所介護事 業所又は併設型指定認知症対応型通所介護 の事業を行う事業所若しくは指定地域密着 型介護予防サービス基準条例第5条第1項に 規定する併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護の事業を行う事業所が併設される 場合においては、当該併設される事業所の 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又 は機能訓練指導員については、当該指定地 域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、 栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指 導員により当該事業所の利用者の処遇が適 切に行われると認められるときは、これを 置かないことができる。	13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定 通所介護事業所(指定居宅サービス等基準 第93条第1項に規定する指定通所介護事業 所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活 介護事業所等、指定地域密着型通所介護事 業所又は併設型指定認知症対応型通所介護 の事業を行う事業所若しくは指定地域密着 型介護予防サービス基準条例第5条第1項に 規定する併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護の事業を行う事業所が併設される 場合においては、当該併設される事業所の 生活相談員、栄養士_____又 は機能訓練指導員については、当該指定地 域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、 栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指 導員により当該事業所の利用者の処遇が適 切に行われると認められるときは、これを 置かないことができる。
14から17 略	14から17 略
第3節から第5節 略	第3節から第5節 略
第9章及び第10章 略	第9章及び第10章 略
附 則	

この条例は、令和7年4月1日から施行する。